

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 平木阿波ウィンド
ファーム事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和 5 年 4 月 3 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、「(仮称) 平木阿波ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 三重県津市及び伊賀市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 25, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成 30 年 3 月 9 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成 30 年 5 月 25 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成 30 年 6 月 6 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成 31 年 1 月 10 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成 31 年 3 月 28 日
三 重 県 知 意 見 受 理	令和 元年 6 月 26 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 元年 7 月 4 日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 4 年 5 月 10 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 4 年 10 月 14 日
三 重 県 知 事 意 見 受 理	令和 5 年 2 月 10 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 5 年 2 月 17 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 5 年 4 月 3 日

問合せ先: 電力安全課 長尾、須之内
電 話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事業計画の見直しについて

対象事業実施区域の西半分は砂防法（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地に指定されており、1 号風車～5 号風車の配置が計画されている。砂防指定地内における風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）について、砂防法に基づく砂防指定地の行為の許可基準に適合する設置計画とならない限りは、設置の回避又は配置等の変更を含む事業計画の見直しを行うこと。なお、配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえること。

(3) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備等新設による切土及び盛土により、土工量が大きく、大規模な土地の改変を伴うものとなっている。また、対象事業実施区域は、大部分が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定され、さらに、西半分は砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、2. 各論（1）も踏まえ、風力発電設備等の配置、設置高、線形の見直しや、擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画のさらなる見直しを行うこと。なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

(4) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応

じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(5) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者によるあわせて 100 基以上の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るため、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業との累積的な影響に係る事後調査の結果について、他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有すること。

2. 各論

(1) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

対象事業実施区域は、大部分が森林法に基づく水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林に指定され、さらに、西半分は砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設により、大規模な土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行った上で、専門家等からの助言を踏まえ、土地の改変による動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ノスリ、サシバ等の渡り鳥の飛翔が確認されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカ及び「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）に基づく絶滅危惧 I B 類に分類されているサシバの営巣及び繁殖並びに種の保存法に基づき国内希少種に指定されているヤイロチョウの生息が確認されている。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等から

の助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、専門家等の助言を踏まえ、営巣期は高利用域における風力発電設備等の建設や大規模な森林伐採等の工事を回避する等の環境保全措置を講ずること。

エ ヤイロチョウの繁殖場所等の環境保全措置検討のための予測及び評価が十分とは言えないことから、追加の現地調査等を実施する等、適切に予測及び評価を行うこと。

オ 対象事業実施区域及びその周辺において、ヤイロチョウの生息が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期の工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を適切に実施すること。

(3) 水環境等に対する影響

対象事業実施区域の下流河川には国指定特別天然記念物であるオオサンショウウオ等の重要な水生生物の生息が確認されており、工事の実施に伴う水質及び水生生物への影響が懸念されることから、濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。